

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

出雲崎町は新潟県のほぼ中央に位置し、南東部を長岡市、南西部を柏崎市に隣接し、北西部は約 9 km に及ぶ海岸線を有し、佐渡と相對している。

総面積は、44.41 km²で、このうち山林面積が約 69.1% を占めている。町の中央部を二級河川島崎川が南北に流れており、樹枝状に伸びる支流に沿って耕地が点在している。

集落は、一次生活圏の海岸地区及び駅前地区があり、海岸地区では、国道 352 号及び 402 号に沿って約 3.6 km 当たり帯状に住宅地が形成されている。

また、駅前地区は中央部を J R 越後線及び国道 116 号が町内を縦貫しており、出雲崎駅及び小木ノ城駅周辺に住宅地が形成されている。その他の集落は、樹枝状に点在している。

人口動向及び構造においては、直近の住民基本台帳人口（令和 7 年 1 月末）で 3,774 人となっており、高齢化率も 2024 年時点で 45.6% と全国平均の 29.3% をはるかに上回っており人口の高齢化が進んでいる。また、経済センサスや地元商工会員数などから見て事業者数及び従業員数ともに減少傾向となっており、地域経済の活力が徐々に低下している状況にある。

産業構造を就業人口で見ると、昭和 40 年代までは第 1 次産業の割合が高くなっているが、昭和 50 年代以降は第 2 次・第 3 次産業の就業率が増加している。これは、内陸部の中山間地での不利な条件による農業不振と、沿岸漁業の低迷により、第 1 次産業就業者が減少し、これに伴い相対的に、第 2 次・第 3 次産業の就業者割合が増加したもので、就業者総数は減少している。

こうした状況の中、中小企業・小規模企業の安定的な事業運営や事業の持続的な発展を図るため、町、中小企業、小規模企業者、商工会、金融機関が相互に連携し地域経済の活性化を目指していく。

(2) 目標

出雲崎町としては、中小企業等経営強化法 49 条第 1 項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内事業者の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定数について、計画期間内に 2 事業者（件）を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、様々な業種にまたがっているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営基盤強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、駅前地区、海岸地区と町内全体に点在しており、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、町内の従来からの地元企業その他、他県及び隣接から進出してきた企業により様々な業種にまたがっているため、本計画の対象業種・事業に関してはすべてを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組は生産性特別措置法及び本計画の趣旨に反するものであ

り、雇用の安定に配慮すること。

- ・事業者においては先端設備等の導入を図り利益を確保しつつ、従業員のワークライフバランスに配慮した企業運営に努めること。

- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象とはしない。

- ・町税等の滞納をしている者は除く。